

別表

一括許可の対象用務		申請に必要な書類	
		共通する書類	用務を疎明する書類
1	訪問診療	①駐車許可申請書 ②駐車場所周辺の地図等 (駐車場所に印を付すなどしたもの) ③自動車運転免許証 ④訪問先一覧表 (事業系一般廃棄物収集及び特別管理一般廃棄物収集は、収集先一覧表) ※地図等については、収集先一覧表の目標物の記載により省略可	⑥医師免許証の写し
2	歯科訪問診療		⑥歯科医師免許証の写し
3	訪問看護		⑥都知事又は関東信越厚生局長の指定通知書 若しくは区市町村長の業務委託契約書
4	訪問介護		⑦計画表の写し
5	訪問入浴介護		⑧当該用務に使用する車両であることの証明書 (従業員の車両を使用する場合)
6	訪問リハビリテーション		⑨医師の指示書・意見書の写し
7	居宅療養管理指導		⑥資格証明書(医師免許証等)の写し
8	訪問調査		⑥区市町村職員の場合は、職員証 居宅介護支援専門員の場合は、都知事の指定通知書 又は区市町村長の業務委託契約書の写し
9	助産師の助産及び出産前後における必要な手当て		⑥助産師免許証の写し ⑦母子手帳の写し
10	柔道整復師の寝たきり患者に対する施術		⑥資格証明書の写し ⑦医師の同意書の写し (口頭での同意可)
11	あん摩マッサージ指圧師の寝たきり患者に対する施術		
12	はり師の寝たきり患者に対する施術		
13	きゅう師の寝たきり患者に対する施術		⑥獣医師免許証の写し
14	獣医師の狂犬病予防注射		
15	獣医師の人畜感染症の疑いのある緊急往診等		⑥区市町村長の業務委託契約書等の写し
16	高齢者対策事業		
17	公共清掃事業		⑥業務委託契約書等の写し
18	事業系一般廃棄物収集		⑥一般廃棄物運搬業許可証の写し
19	特別管理一般廃棄物収集		